



島根県報

令和7年5月23日（金）

第 6 1 9 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

令和7年6月定例県議会の招集	（財 政 課）	2
生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ ” ）	2
農地を利用する権利の設定に関する裁定（3件）	（農 業 経 営 課）	3
保安林の指定（2件）	（森 林 整 備 課）	5
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水 産 課）	6

【公 告】

公共測量の終了	（技 術 管 理 課）	6
都市計画決定の図書の縦覧	（都 市 計 画 課）	6
都市計画変更の図書の縦覧	（ ” ）	7
都市計画変更の図書の縦覧	（下 水 道 推 進 課）	7

【特定調達公告】

令和7年度島根県立水泳プール移動型表示盤調達に係る一般競争入札の落札者等	（島根かみあり国スポ・全スポ準備室）	7
--------------------------------------	--------------------	---

告 示

島根県告示第311号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和7年6月9日定例県議会を松江市に招集するので、同条第7項の規定により告示する。

令和7年5月23日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第312号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和7年5月23日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
丸山内科クリニック	浜田市相生町3921	令和7年3月25日
雲南うめき整形外科	雲南市木次町下熊谷1543-1	令和7年3月1日
訪問看護ステーションらく	益田市高津町口437-54	令和7年4月1日
どれみこどもとアレルギーのクリニック	出雲市塩冶町1351番地1	令和7年5月1日
もりわきクリニック	安来市荒島町1728-6	令和7年4月1日
しまだ歯科矯正歯科	出雲市平田町2260-20	令和7年4月18日
調剤薬局くすりのファミリア	出雲市渡橋町986-1	令和7年3月1日
くすりのファミリア 殿町薬局	浜田市殿町79-38	令和7年3月1日
くすりのファミリア 江津薬局	江津市嘉久志町イ1494-5	令和7年3月1日
くすりのファミリア みずほ薬局	邑智郡邑南町市木2153-1	令和7年3月1日
かわもと薬局	邑智郡川本町大字川本525-2	令和7年4月1日
日星薬局	鹿足郡津和野町枕瀬189番地7	令和7年4月1日
日星薬局 浜田駅北店	浜田市浅井町867-3	令和7年4月1日
日星薬局 斐川店	出雲市斐川町上直江1421-13	令和7年4月1日
日星薬局 古志店	出雲市古志町1107-1	令和7年4月1日
コタロー薬局	益田市久城町919番地2	令和7年4月1日

島根県告示第313号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和7年5月23日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所 在 地	廃止年月日
丸山内科クリニック	浜田市相生町3921	令和7年3月24日
雲南うめき整形外科	雲南市木次町下熊谷1543-1	令和7年2月28日

廣江眼科	安来市安来町字外浜904-1	令和7年3月31日
医療法人森脇医院	安来市荒島町1728-6	令和7年3月31日
浜田市国民健康保険波佐診療所小国出張所	浜田市金城町小国イ160番地1	令和7年4月1日
小野医院	大田市久手町刺鹿2415番地	令和7年3月25日
島田歯科医院	出雲市平田町903-13	令和7年4月18日
調剤薬局くすりのファミリア	出雲市渡橋町986-1	令和7年2月28日
くすりのファミリア 殿町薬局	浜田市殿町79-38	令和7年2月28日
くすりのファミリア 江津薬局	江津市嘉久志町イ1494-5	令和7年2月28日
くすりのファミリア みずほ薬局	邑智郡邑南町市木2153-1	令和7年2月28日
コタロー薬局	益田市久城町919番地2	令和7年3月31日
日星薬局	鹿足郡津和野町枕瀬189番地7	令和7年3月31日
日星薬局 浜田駅北店	浜田市浅井町867-3	令和7年3月31日
日星薬局 斐川店	出雲市斐川町上直江1421-13	令和7年3月31日
日星薬局 古志店	出雲市古志町1107-1	令和7年3月31日
かわもと薬局	邑智郡川本町大字川本525-2	令和7年3月31日

島根県告示第314号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和7年5月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
大田市川合町川合字北之郷1265番1	田	632
大田市川合町川合字北之郷1266番1	田	1,079

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
水田として利用	令和7年6月1日	権利の始期から令和17年12月31日まで	17,600

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 島田 一嗣 松江市黒田町432番地1

4 農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等
大田市川合町川合字北之郷1265番1	長田 幾太郎
大田市川合町川合字北之郷1266番1	長田 幾太郎

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局出雲支局に補償金を供託する。

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和7年5月23日

島根県知事 丸山達也

1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
大田市川合町忍原字忍原台イ212-1	田	172
大田市川合町忍原字忍原台イ233-1	田	296

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
水田として利用	令和7年6月1日	権利の始期から令和10年12月31日まで	1,200

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 島田 一嗣 松江市黒田町432番地1

4 農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等
大田市川合町忍原字忍原台イ212-1	松本 文作
大田市川合町忍原字忍原台イ233-1	松本 文作

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局出雲支局に補償金を供託する。

島根県告示第316号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和7年5月23日

島根県知事 丸山達也

1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
大田市川合町忍原字忍原台イ201-1	田	611
大田市川合町忍原字忍原台イ201-2	田	850
大田市川合町忍原字忍原台イ213-1	田	334
大田市川合町忍原字忍原台イ213-2	田	794
大田市川合町忍原字忍原台イ213-3	田	681

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
水田として利用	令和7年6月1日	権利の始期から令和10年12月31日まで	12,000

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 島田 一嗣 松江市黒田町432番地1

4 農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等
大田市川合町忍原字忍原台イ201-1	松本 一乗
大田市川合町忍原字忍原台イ201-2	松本 一乗
大田市川合町忍原字忍原台イ213-1	松本 一乗
大田市川合町忍原字忍原台イ213-2	松本 一乗
大田市川合町忍原字忍原台イ213-3	松本 一乗

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局出雲支局に補償金を供託する。

島根県告示第317号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和7年5月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

松江市八雲町平原1431、1507、1509-1、八雲町熊野4302、5922-1

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第318号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和7年5月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

大田市温泉津町小浜イ1053-1、イ1054-1、イ1055-1、イ1056、イ1057

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第319号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、令和3年島根県告示第361号による保険に付すべき義務は、令和7年5月13日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和7年5月23日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 温泉津町加入区（漁業協同組合 J F しまね）
- 2 浜田市加入区（漁業協同組合 J F しまね）
- 3 益田市加入区（漁業協同組 J F しまね）

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和7年2月21日に終了した旨松江市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年5月23日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和6年12月14日から令和7年2月21日まで
- 3 作業地域
松江市美保関町地内

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和7年5月23日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）地区計画
 - 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和7年5月23日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）用途地域
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和7年5月23日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 都市計画の種類
大田都市計画下水道
- 2 縦覧場所
島根県土木部下水道推進課

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和7年5月23日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
移動型表示盤 2台
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県環境生活部島根かみあり国スポ・全スポ準備室 島根県松江市黒田町488-2
- 3 落札者を決定した日
令和7年5月2日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社愛スポーツ 代表取締役 友則 秀一 島根県松江市東津田町1736-1
- 5 落札金額
76,780,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
令和7年4月1日